平成２７年（フ）第１０号
三重県四日市市小生町229番地186、住民票上の住所三重県四日市市あかつき台１丁目１番地128
債務者　下田　鉄也
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東124番地レオパレス寺東第２・105号
債務者　村井ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３５９号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地の19
債務者　土岐　　司
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１号
石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目331番地仕明様方、従前の住所石川県河北郡内灘町白帆台１丁目318番地
債務者　三上　秀彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市大竜町７番14号　トリプレ藤武202号
債務者　古賀　浩一
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市大竜町７番14号　トリプレ藤武202号
債務者　古賀まゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道帯広市東２条南21丁目16番地１　ＮＫマンション東館105号
債務者　米倉　正勝
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　敬樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６号
京都府舞鶴市字小倉158番地２―204号
債務者　山本　祥隆
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第８号
京都府舞鶴市字西86番地
債務者　柴田　和孝
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
愛知県豊田市美里２丁目５番地10　ファミール松村４Ｃ号、前住所愛知県豊田市美里５丁目13番地２　Ｌ．Ｍ．豊田美里102号
債務者　佐藤　典一
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
福井市門前２丁目501番地　カーサエスポワール501―103号
債務者　藤澤　幸代
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４３号
北海道帯広市西19条南37丁目２番18号
債務者　大崎　順子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
盛岡市上堂１丁目15番52号　川村荘207号、旧住所仙台市若林区遠見塚３丁目７番23―208号
債務者　藤澤　　修
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９５号
岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割122番地６
債務者　松森　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５号
山形県酒田市千日町22番９号
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第４７１号
大阪市生野区巽東２丁目３番２―303号
債務者　曽我部大助
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２号
大阪市浪速区幸町２―３―20―1201、住民票上の住所大阪府吹田市垂水町１丁目46番22―１号
債務者　伊達愛希子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部